

2015年1月号

(議会報告通号 Vol. 80) 〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102 電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158 HP http://www.sakurako-nerima.com/

メールマガジン発行中!

sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp



### 衆議院選挙の結果を受けて



沖縄では小選挙区で自民が全敗し

地方選挙が予定されて に取取 組みたい  $\mathcal{O}$ 

は別に馬区

の皆さんの視点に立 0

げ

いう立場の政党が数を増

方で、

日民党が議席を減らりません。争点のは

か

それを阻止しなければなかねないのではないかとったことを本当に現実にで戦争が起こったら私はから4年間、この体制が

### 2月1日、区政報告会&東北との生中継交流会を行います。

2015年2月1日(日)午後2時~4時 練馬区 区民・産業プラザ

(練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階)

前半1時間は12月の議会での議論、また2月から始まる 議会の見通しをお話しさせていただきます。

また後半は初めての試みとして、宮城県気仙沼市の「気仙沼 復幸マート」の方たちと「スカイプ」を通じてつながり、 お話を聞いて現地の商品を紹介していただく「生中継ライブ ショッピング」の交流イベントを実施します。皆さんから 先方に質問することもできる、双方向のイベントです。



### 宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙 沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援をしています。2011 年 12 月の商店街開設時からカンパを続 けています。2011年12月から2014年11月25日までのカンパの総額は109万3770円です。

いよいよ来年には本設の商店街の着工がされると聞いていますが、実際に商店街が再建できるまでにはまだ時間 がかかると思われます。また、私たちがお送りしているカンパは、本設に移行する際にかかる費用に充てたいと考 えてくださっているそうですので、仮設から本設に移行できるまではカンパを続けたいと思っています。引き続き の応援をお願いします。

「郵便振り込み・口座番号]

民

ておだや

した。

自

きて 分の考 00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み:ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたは FAX にてお知らせください。

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

### かとうぎ桜子プロフィール

- ●1980(昭和 55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2 級の資格を取得、さらに福祉 の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- ●NPO にて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007 年、区議会議員選挙にて 初挑戦、初当選。
- ●2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- ●2011 年 4 月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。

## 第6 期 護 保 険事業計 O) 素案が出ま

上の住民の保険料を定めるしくみです。 計画を立て、その計画実現のために65歳以 各市区町村が3年に1度、 護保険は2000年に発足した制度で 介護に関する

 $\diamondsuit$ 

も多いのですが、 設計の細部がまだ決まっていない部分もあ 向性をご紹介します 内の高齢者をとりまく現状と課題、 の素案が示されました。 画が始まるため、 2015年4月から第6期介護保険事業計 それに伴って保険料の額など未定のもの 今回のレポー 練馬区では昨年12月にそ とはいえ、 トではまず区 制度の方 国の制度

# 練馬区の現状と課題

図1のように、 8千人で、高齢化率は20. 見られます。 1万人のうち、 2 · 4 年 地域による高齢化率の違い 65歳以上の人口は約1 月現在の練馬区の総人口約了 8%です。 左の **4**万 も

以上) また、 65歳以上でひとりぐらしの人は約4万4 人で、そのうちの約6割は75歳以上です。 は約2万8千世帯です 高齢者のみの世帯(世帯の 人が全員65歳

らかの認知症の症状があります。 ている人は約2割。そのうちの約7割になん 65歳以上の人のうち、要介護認定を受け 高齢の人のほか、 これから高齢期を迎える

来に感じる不安で最も大きい へも対象にした「高齢者基礎調査」では、 「生計」の割合が高くなっています 次いで「老後への漠然とした不 のは 「健康」

## 玉 の 介 護保険改定の主な内容

- で実施する まい 高齢者が地域で暮らすための システム)を構築するための事業を市区町村 介護予防等の連携体制 ) 医療 • 介 É ●
- 施するものへと変更し、 基準で実施するものから市区町村で定めて実 訪問・通所介護サービスを従来のように国の要介護認定で「要支援」と判定された人への 要介護認定で「要支援」と判定された人へ 特別養護老人ホ 対応も可能にしていく ムの入所は原則要介護3以 ボランティアによる
- 上の人に限定する

 $\diamond$ 

低所得者の保険料軽減

 $\diamond$  $\diamond$ 

費を補てんする制度があるが、 に所得だけでなく資産の確認も要件とする

専門性の基準を緩めることは問題であると考え

ばなりません。なのに、

その対応をする職員の

ラブルといったリスク管理をしっかりしなけれ

利用者と従事者が1対1になるので、

事故や

# 2017年度)素案で示された方向性練馬区の第6期計画(2015年度~

- 設置し、 高齢者相談センター の本所4カ所に「医療と介護の相談窓口」 推進員を配置
- 医 療 介 護 • 健康に関する相
- 区内に4か所、 談と交流の拠点

- (地域包括ケア 住

- 0%程度)の利用料負担を1割から2割へ引き 一定以上の所得の人(65歳以上の人全体の上位2
- 入所施設を利用する低所得の人に食費・居住 その支給の際
- (地域包括支援センター を
- る後方支援病床の確保 在宅で療養する患者の病状の変化に対応でき
- 「街かどケアカフェ」を設置

うか。 して地域生活を続けられない を削減する制度のもとでは、 ムも画餅になりかねません。 このように質を落としても介護にかかる費用 これではせっかくの地域包括ケアシステ 高齢になって安心 のではないでし ょ

を受けられるしくみづくりを引き続き提案

# ていきたいと考えています

介護職員初任者研修=以前のホームヘルパー2級、介護職員実務者研修=以前のホームヘルパー1級 にあたる資格。

■日常生活圏域の区分および高齢者相談センター所在地と各圏域の高齢者人口等

光が丘

貫井

光が丘地区

春日町

向山

中村北

中村

中村南

人員体制

専従1以上

必要数

従事者のうち必

月額の報酬

要数

高齢化率23%以上

高齡化率19%未満

高齢化率21%以上23%未満

高齢化率19%以上21%未満

北町

平和台

桜台

豊玉北

区が新たに定める基準

研修修了者

研修修了者

※生活援助(家事)のみ、1回60分以内

・週に1回の訪問12900円

・週2回の訪問25800円

豊玉上

氷川台

羽沢

練馬地区

資格

介護福祉士·初任者研修等

修了者・国が定める一定の

介護福祉士·<u>初任者研修等</u>

修了者・国が定める一定の

小竹町

旭丘

- 住まいのバリアフリ で暮らせるよう、 住宅改修の対象となる ーを進めて長く自宅
- 在宅療養に関し講演・シンポジウム・ガ 種目・費用の引上げ
- 高齢者が活躍できるボランティア育成研 イドブックにより区民への啓発

## とうぎ桜子が課 題 と考える 点

か

を緩める必要はないはずです。 来ならば区独自の事業になるからと言って基準 職の配置基準等の緩和をしています。 図2で訪問サービスの例を紹介しますが、 いて区独自の基準を示しました。 改定に伴い、 市区町村の事業とすること」があります。 されている点の一つに「要支援の人への介護を 齢者の生活に悪影響があるのではないかと懸念 今回の介護保険改定で、 特に訪問サービスは、 練馬区も訪問・ 利用する高齢者の家で 介 通所サー 護を必要とする高 ここでは左の しかし、 -ビスにつ 専門 この 本

介護が必要になった時に地域で適切なサポ

大泉地区

西大泉

南大泉

関町北

石神井地区

管理者

従事者

責任者

その他

関町南

立野町

大泉学園町

★ 東大泉

石神井台

上石神井

※特に変更のある点について傍線をつけている。

訪問介護で国が定めている基準

・週に1回の訪問13900円

・ 週2回の訪問27900円

人員体制

常勤・専従1以上

常勤換算2.5以上

常勤の訪問介護員のう

ち利用者40人に1人

以上

月額の報酬

大泉町

三原台

石神井町

下石神井

谷原

南田中

高野台

富士見台

★:高齢者相談センター本所

● :高齢者相談センター 支所

図2 訪問サービスの基準の変化(2014年10月29日開催の介護保険運営協議会資料1より抜粋)

資格

介護福祉士・初任者研

介護福祉士·<u>実務者研</u>

修修了者 · 初任者研修

等修了後3年以上の

実務経験のある者

修等修了者